

居宅介護支援事業所しみず運営規程

第1条 (目的)

居宅介護支援事業所しみずは、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

1. 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。

第3条 (事業所の名称)

この事業を行う事業所の名称は「居宅介護支援事業所しみず」(以下「事業所」と称する。

第4条 (事業所の設置)

事業所は、鳥取県倉吉市宮川町129に事業所を設置する。

第5条 (実施主体)

事業所の実施主体は、医療法人共済会とする。

第6条 (従業員の職種、員数及び職務内容)

1. 管理者 1名(主任介護専門員・介護支援専門員 兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
2. 介護支援専門員 2名以上(内、1名 管理者 兼務)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
3. 職員の資質向上のために採用時および定期的研修を確保する。
4. 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

第7条 (営業日及び営業時間)

1. この事業は、毎週月曜日から金曜日迄とし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までの年末年始、とする。但し、休日であっても他の者が代わって相談業務を行う。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分迄とする。

第8条 (居宅介護支援の提供方法)

1. 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
2. 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。
3. 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
4. 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1か月前には行われるよう必要な援助を行う。

5. 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続を行う。
6. 事業所は、以下に該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
 - (イ) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (ロ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
 - (ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

第9条 (居宅介護支援の内容)

1. 居宅介護サービス計画の作成

[居宅介護サービス計画の担当配置]

(イ) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

[利用者等への情報提供]

(ロ) 居宅介護サービス計画作成にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

(ハ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

[居宅介護サービス計画の原案作成]

(ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

[担当者会議]

(ホ) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

[利用者の同意]

(ヘ) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

(ト) 介護支援専門員は、利用者が医療系サービスの利用等を希望している場合、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、主治医等に対してケアプランを交付することとする。

(チ) 介護支援専門員が訪問介護事業所等から得た利用者の状態及びモニタリング等の際に把握した利用者の状態について、介護支援専門員から主治医等に必要な情報伝達を行うこととする。

[提供方法及び内容]

(イ) 利用者の相談を受ける場所：事業所の相談室又は利用者の居宅等

(ロ) 使用する課題分析表の種類：全国社会福祉協議会方式

(ハ) サービス担当者会議の開催場所：事業所の相談室又は利用者の居宅等

(ニ) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低月1回

(ホ) モニタリングの結果記録：月1回

2. サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービス計画の実施状況の

把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

3. 介護保険施設の紹介等

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅介護サービス計画の作成等の援助を行う。

第10条 (利用料、その他の費用の額)

1. 事業所は、申請支援、居宅介護サービス計画作成費については、利用者その家族から一切の費用負担は行わない。
2. 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については徴収しないものとする。

第11条 (通常の事業の実施地域)

事業所の事業の実施地域については、倉吉市、東伯郡全域とする。

第12条 (事故発生時の対応)

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第13条 (利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第14条 (秘密保持)

居宅介護支援事業者の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。

第15条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (イ) 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底する
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)
- (ロ) 虐待防止のための指針の整備
- (ハ) 虐待防止のための研修の実施
- (ニ) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

第16条 (衛生管理)

1. 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は、感染症予防及び蔓延防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (イ) 感染症予防及び蔓延防止のための委員会を年2回以上開催し、従業者に周知
 - (ロ) 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備
 - (ハ) 従業者に対し、定期的に研修を実施

第17条 (業務継続計画の策定等)

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的なサービス実施及び早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業員に対し業務継続計画の周知並びに定期的な研修を実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更するものとする。

第18条 (その他運営に関する重要事項)

1. 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
2. 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
4. 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。
又、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。
5. 事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するために指針の整備等必要な措置を講じるものとする。

附 則

| | | |
|------------|-----|--------------------|
| この規程は平成12年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は平成13年 | 4月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成16年 | 4月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成17年 | 4月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成18年 | 4月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成19年 | 2月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成20年 | 6月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成20年 | 6月 | 26日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成20年 | 8月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成20年 | 12月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成21年 | 3月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成21年 | 6月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成22年 | 1月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成22年 | 4月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成22年 | 10月 | 16日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成22年 | 11月 | 18日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成25年 | 1月 | 4日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成27年 | 2月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成27年 | 5月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成29年 | 2月 | 16日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成29年 | 3月 | 16日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成29年 | 8月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成30年 | 4月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成31年 | 1月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は平成31年 | 4月 | 16日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は令和4年 | 4月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は令和4年 | 6月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は令和5年 | 1月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |
| この規程は令和6年 | 3月 | 1日一部改正し、同日より施行する。 |